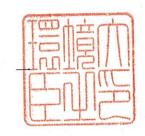
資料1

諮問第456号 環水大土発第1701041号 平成29年1月4日

中央環境審議会会長 浅野直人殿

環境大臣 山本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサー4-エンー1, 2-ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名ジクロルプロップ)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1- (ピリミジン-5-イルメチル) -3-(α , α , α -トリフルオロ-m-トリル) -2 H-ピリド [1, 2-a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3', 4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド(別名ピラジフルミド)

N- (7-フルオロ-3, 4-ジヒドロ-3-オキソー4-プロパー2-イニルー2H-1, 4-ベンゾキサジン-6-イル)シクロヘキサー1-エンー1, 2-ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(RS) - 2 -メチルー 1 -ピリミジン- 5 -イル- 1 -(4 -トリフルオロ

メトキシフェニル)プロパン-1-オール(別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム 又はホセチル)

(別紙2)

アンモニウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート(別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート(別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート(別名グリホサートカリウム塩)、ナトリウム=N-(ホスホノメチル)グリシナート(別名グリホサートナトリウム塩)、N-(ホスホノメチル)グリシン(別名グリホサート)

2', 3-ジプロモー4' $-クロロー1-(3-クロロー2-ピリジル)-6'-{[(1<math>RS$)-1-シクロプロピルエチル]カルバモイル}ピラゾールー5-カルボキサニリド(別名シクラニリプロール)

3-(5-tert-)ブチルー1, 2-オキサゾールー3-イル) -1, 1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N' - メチル - 2 - ニトロビ (別名ニテンピラム)

ブチル= (RS) $-2-\{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ] フェノキシ <math>\}$ プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)、ブチル= (R) $-2-\{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]$ フェノキシ $\}$ プロピオナート (別名フルアジホップ $\}$ アブチル又はフルアジホップ $\}$ アンはフルアジホップ $\}$ ア

- (RS) O 4 ブロモ 2 クロロフェニル = O エチル = S プロピル =ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)
- (RS) -5 \overline{j} $\overline{j$

(4RS, 5RS) - 5 - (4 - クロロフェニル) - N - シクロヘキシル- 4 -メチル- 2 - オキソ- 1, 3 - チアゾリジン- 3 - カルボキサミド (別名へキシチアゾクス)

中環審第957号 平成29年1月5日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会 会長 浅野



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、 土壌農薬部会に付議する。

諮問第458号 環水大土発第1702271号 平成29年2月27日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環境大臣山本公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2)別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピル=3-クロロカルバニラート(別名クロルプロファム又はIPC)

3'-クロロー4, 4'-ジメチルー1, 2, 3-チアジアゾールー5-カルボキサニリド(別名チアジニル)

シクロペンター2ーエニル= (1R) - t r a n s - 2, 2 - ジメチル-3 -(2-メチルプロパー1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2,4-ジェニル)シクロペンタ-2-エニル= (+) - t r a n s - ρ リサンテマート (別名ピレト リンI)、(Z) - (S) - 3 - (ブタ-2-エニル) - 2 - メチル-4 - オキソシクロペンター2-エニル= (1R) - t r a n s - 2, 2-ジメチルー 3-(2-メチルプロパー1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は $(Z) - (S) - 3 - (\vec{y} - 2 - \vec{x} - \vec{y}) - 2 - \vec{y} + \vec{y} - 4 - \vec{x} + \vec{y} + \vec{y}$ ペンター2-エニル= (+) - t r a n s - ρ リサンテマート (別名シネリン I)、(Z) - (S) - 2 -メチルー4 -オキソー3 - (ペンター<math>2 -エニル) シクロペンター2ーエニル= (1R) - t r a n s - 2, 2 - ジメチルー3 - 1(2-メチルプロパー1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)- (S) - 2 - メチルー 4 - オキソー 3 - (ペンター 2 - エニル) シクロペン タ-2-エニル= (+) - t r a n s - クリサンテマート (別名ジャスモリン I)、(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンター2、4-ジ エニル) シクロペンター2ーエニル= (E) - (1R) - t r a n s - 3 - (2

2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチルベンゾフラン-5-イル=エタンスルホナート(別名ベンフレセート)

(別紙2)

イソプロピル=3-クロロカルバニラート(別名クロルプロファム)

テトラヒドロー3, 5 ージメチルー1, 3, 5 ーチアジアジンー2 ーチオン (別名ダゾメット)

アンモニウム=メチルジチオカルバマート(別名メタムアンモニウム)

ナトリウム=メチルジチオカルバマート(別名メタムナトリウム)

メチルイソチオシアナート(別名メチルイソチオシアネート)



中環審第966号 平成29年2月27日

中央環境審議会 土壤農薬部会 部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会 会長 武内



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年2月27日付け諮問第458号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、 土壌農薬部会に付議する。

諮問第460号環水大土発第1705092号平成29年5月9日

中央環境審議会会長 武 内 和 彦 殿

環境大臣 山本 2



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2,4-ij)クロロフェノキシ)酢酸イソプロピルアンモニウム(別名 2,4-Dイソプロピルアミン塩又は 2,4-PAイソプロピルアミン塩)、(2,4-ij) クロロフェノキシ)酢酸エチル(別名 2,4-Dエチル又は 2,4-PAエチル)、(2,4-ij) クロロフェノキシ)酢酸ジメチルアンモニウム(別名 2,4-Diy チルアミン又は 2,4-PAジメチルアミン)及び(2,4-ij クロロフェノキシ)酢酸ナトリウム一水化物(別名 2,4-Dナトリウム塩一水化物又は 2,4-PAナトリウム塩一水化物)

[メチル(オキソ) $\{1-[6-($ トリフルオロメチル)-3-ピリジル]ェチル $\}$ $-\lambda^6-$ スルファニリデン]シアナミド (別名スルホキサフロル)

4-[(5RS)-5-(3,5-ジクロロフェニル)-4,5-ジヒドロー 5-(トリフルオロメチル)-1,2-オキサゾール<math>-3-イル]-N-[(EZ)-(メトキシイミノ)メチル]-o-トルアミド(別名フルキサメタミド)

3-(3, 4-ジクロロフェニル) -1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)

ドデシルベンゼンスルホン酸ビスエチレンジアミン銅錯塩 (Π) (別名DBED C)

(別紙2)

Nー [1, 1-ジメチルー2-(4-イソプロポキシー<math>o-トリル) -2-オキソエチル] -3-メチルチオフェンー2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

7ーオキサビシクロ [2.2.1] ヘプタン-2,3ージカルボン酸二カリウム塩(別名エンドタール二カリウム塩)及び7ーオキサビシクロ [2.2.1] ヘプタン-2,3ージカルボン酸二ナトリウム塩(別名エンドタール二ナトリウム塩)

2-[8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4-(4-メトキシフェニル)-3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル]シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート(別名フロメトキン)

N- (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)



中環審第969号平成29年5月12日

中央環境審議会 土壌農薬部会 部会長 岡田 光正 殿



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年5月9日付け諮問第460号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌 農薬部会に付議する。